

# 一人ひとりの意思の決定と権利の行使を支えるための社会づくりファンド運営細則

(趣旨)

第1条 この細則は、一人ひとりの意思の決定と権利の行使を支えるための社会づくりファンド運営規程（以下「規程」という。）の規定に基づき、規程の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(専門委員会の報酬等)

第2条 専門委員に対する報酬、費用弁償及び旅費は、社会福祉法人長野県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）が別に定める基準に準じて支給することができる。

(寄附手続き)

第3条 規程第10条の細則で定める手続きは、一般寄附金の寄附にあつては一般寄付金申込書（様式第1号）を、団体指定寄附金の寄附にあつては団体指定寄附金申込書（様式第2号）を県社協に提出して行うものとする。ただし、一般寄附金を指定口座への振り込み又はクレジットカードでの決済により寄附するときは、これを省略することができる。

(特定寄附金の寄附手続き)

第4条 規程第12条第1項のその他の募集に必要な細則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 目的
- (2) 総額
- (3) 期間
- (4) 対象
- (5) その他県社協が必要なものとして定める事項

2 規程第12条第2項の細則で定める方法は、県社協の作成するホームページによるものとする。

(寄附金の管理)

第5条 規程第15条第1項の細則で定める管理は、寄附金台帳によるものとする。

2 規程第15条第2項の細則で定める額は、その年にファンドに受け入れた寄附金の額の2割を限度として、専門委員会が定める額とする。

(配分希望団体の申請手続き)

第6条 規程第16条第1項の事業の内容、額その他細則で定める必要事項を記載した書類は、配分希望申請書（様式第3号）とする。

2 規程第16条第2項の細則で定める方法は、取り組み団体自らの作成するホームページにより、公表しなければならない。

3 規程第16条第3項の細則で定める書類は、事業完了報告書（様式第4号）とする。

4 規程第16条第5項の細則で定める書類は、事業実績報告書（様式第5号）とする。

5 規程第16条第6項の細則で定める公表の方法は、配分団体自らの作成するホームページにより、公表するものとする。

(一般寄附金の配分手続き)

第7条 規程第17条第1項の細則に定める額は、1,000万円とする。

2 規程第17条第2項の細則で定める審査項目及び細則で定める配分回数及び配分限度額は、別表のとおりとする。

(帳簿の備付け等)

第8条 規程第22条に規定する帳簿の備付け等にあたっては、県社協の会計規程に準じた方法により行うものとする。

(情報公開)

第9条 規程第27条の細則で定める公表は、県社協の作成するホームページにより、公表するものとする。

2 規程第27条の細則で定める事項は、専門委員会の議事要旨とする。

(個人情報)

第10条 規程第28条の管理は、県社協個人情報保護規程に準じて行うものとする。

(県社協の会長への委任)

第11条 この細則に規定するもののほか、この細則の実施のため必要な事項は、県社協の会長が定める。

附 則

この細則は、令和6年4月1日から施行する。

(別表) (第17条関係)

種類	目的	審査項目	配分回数	配分限度額
A 枠	団体の体制強化又は既存事業の充実を目的とする場合	・組織のガバナンス ・コンプライアンス ・事業運営体制 ・情報公開	1 団体につき 3回まで	1 回につき 300 万円まで
B 枠	新たな事業の開始又は既存事業の発展を目的とする場合	・計画性 ・連携 ・戦略 ・継続性 ・発展性	1 団体につき 1 事業あたり 2回まで	1 回につき 50 万 円まで

(備考) B枠は、あらかじめ専門委員会で定めた採点方法により決定するものとする。